

I 計画改定の根拠等

■ 福島復興再生特別措置法第7条に基づき、国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して 原子力災害からの復興及び再生を推進するための計画を作成し内閣総理大臣の認定を申請

(参考) 福島復興再生計画の位置付け

福島復興再生特別措置法

福島復興再生基本方針 (国策定)

即して作成

福島復興再生計画

(県作成、国認定)

認定基準 (法第7条第14項 に規定)

- ① 基本方針に適合すること
- ② 再生計画の実施が<u>原子力災害からの</u> 復興・再生に寄与すること
- 3 円滑・確実な実施が見込まれること

II 計画改定の経緯等

- 令和5年6月成立の**改正福島復興再生特別措置法**において、「特定帰還居住区域」の創設が明記
- 同法に基づき国が策定する**福島復興再生基本方針について、法改正による特定帰還居住区域の**整備や復興の進捗等を踏まえ、令和5年7月に改定
- 福島復興再生計画についても、**同基本方針の改定等を踏まえ、改定**を行うもの